

MURAMATSU

anagement Express

発行元：村松商工会／経営支援室
〒959-1705 新潟県五泉市村松乙2 4 5
TEL:0250-58-2201 FAX:0250-58-8409
E-mail:mms2201@blue.ocn.ne.jp
URL <https://www.muramatsu-net.or.jp>

スマホをかざして
最新情報チェック



[村松商工会HP]

[むらまつ商売繁盛.com]



今月のトピックス

事業：第45回通常総代会の開催について
経営：新潟県新事業チャレンジ補助金概要
労務：小学校休業等対応助成金概要
経営：ごせん起業家応援事業の募集について
情報：5月度予定・経営個別相談会・金融情報等



第45回通常総代会の開催について

「第45回通常総代会」を下記日程で開催致します。今年度の総代会は、**三密回避等の新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で懇親会を実施する予定です。**

総代会の詳細については、総代の皆様宛に案内文書を送付しておりますので、内容をご確認の上、**出欠のご連絡をお願いします。**（欠席の場合は、委任状の提出をお願いします。）

■日時：令和5年5月24日（水）午後3時00分～

■会場：（1）総代会…村松商工会館2階大会議室（午後3時～）

（2）懇親会…割烹松の家（午後4時30分～）

※総代会終了後、バスにて懇親会場へ移動します。

※三密回避等の観点から、懇親会場にて来賓祝辞を頂戴しますので総代会に引き続きご出席下さい。

■議題：

- （1）令和4年度一般会計収支更正予算書の承認について
- （2）令和4年度一般会計事業報告並びに収支決算書・貸借対照表・財産目録の承認について
- （3）令和4年度青年部女性部特別会計事業報告並びに収支決算書・貸借対照表・財産目録の承認について
- （4）令和4年度労働保険料特別会計収支状況の承認について
- （5）令和5年度一般会計事業計画並びに収支予算書（案）の決定について
- （6）令和5年度青年部女性部特別会計事業計画並びに収支予算書（案）の決定について
- （7）令和5年度借入金最高限度額並びに借入先の決定について
- （8）役員辞任に伴う補欠選任について

～光熱費・材料価格高騰の影響を受ける事業者を支援します～

新潟県『新事業チャレンジ補助金』事業概要

新型県ではエネルギー・原材料価格高騰の影響を踏まえ、中小企業等が経済社会活動の変化に対応するために行う新たな商品開発やサービスの提供、またはDXや脱炭素等に関する**前向きなチャレンジ**に対して補助金を支給します。



< 1.一般型（※新商品・サービス開発等の取組みに関する事業）>

1-1.補助対象者（一般型）

エネルギー・原材料価格高騰による経済社会活動の変化により、令和4年1月以降の任意の1か月の売上高、粗利益、付加価値額のいずれかが、令和元年～令和3年の同月と比較して5%（付加価値額の場合は10%）以上減少していること。

1-2.補助対象事業（一般型）

- ①新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換等、エネルギー・原材料価格高騰による社会経済活動の変化に対応するための前向きな取組であること。
- ②商工会または商工会議所による相談・助言等の支援を受けながら取り組む事業であること。

※新たな商品やサービスの提供を伴わない、単純な設備投資等は対象になりません。

※国及び県の他の補助金と併用できません。

1-3.補助金額（一般型）

補助額：10万円～100万円（補助率：対象経費の2分の1）

※補助対象経費の合計が20万円未満の取組は補助対象外

< 2.重点型（※DXや脱炭素等への取組みに関する事業）>

2-1.補助対象者（重点型）

県内中小企業であること **※売上減少要件はありません。**

2-2.補助対象事業（重点型）

- ①DXに資する製品・サービスの開発やデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善等
- ②温室効果ガスの排出削減に資する製品の開発等

2-3.補助金額（重点型）

補助額：13万3千円～133万3千円

補助率：対象経費の3分の2

※補助対象経費の合計が20万円未満の取組は補助対象外

※一般型との同時申請はできません。

3.提出書類

- ①補助対象要件及び申請書類チェック表
 - ②補助金交付申請書 ③暴力団等の排除に関する誓約書
 - ④事業計画書 ⑤収支予算書 ⑥売上高の根拠となる書類
 - ⑦補助対象経費の見積書等 ⑧直近の確定申告書・決算書
- ※申請書類及び申請要領は県ホームページの他、商工会ホームページからも確認・ダウンロードすることができます。

4.申請受付期間

令和5年4月19日（水）～令和5年6月2日（金）※必着

5.申請方法

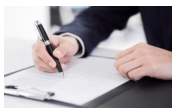
商工会へ申請書及び関係書類を提出する

※本事業は商工会が事業計画を確認し、意見を付して県に副申することとなっております。書類の確認及び作成を行う都合上、申請に関するご相談は5月26日（金）までをお願いします。

～5月末日が申請期限です。手続き漏れにご注意ください～

小学校休業等対応助成金（事業主向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合に、その小学校等に就く子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給休暇（令和5年3月31日までの取得分が対象、労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主へ助成金を支給します。



●対象事業主

①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等（小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業も含む）した小学校等（小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園等を含む）に通う子ども

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

●支給額

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額

※令和4年12月1日～令和5年3月31日までの休暇取得分は

日額上限額8,355円

●適用日

令和4年12月1日～令和5年3月31日に取得した有給休暇

※春休み・冬休み等、学校が開校予定のなかった日等は除く。

●提出書類

①支給申請書（様式第1号） ②有給休暇取得確認書（様式第2号）

※申請書は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

(URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

③有給休暇を取得したことが確認できる書類

（休暇申出書・出勤簿・タイムカード・休暇簿等）

④有給休暇として賃金が支払われたことが確認できる書類

（賃金台帳・給与明細の写し等）

⑤通常の賃金額が確認できる書類

（賃金台帳・労働条件通知書の写し等）

⑥所定労働日数や所定労働時間が確認できる書類

（雇用契約書・労働条件通知書・就業規則の写し等）

⑦対象事業主に雇用されており、申請日時点で1日以上勤務ことが確認できる書類

（労働条件通知書・出勤簿・タイムカード等の写し）

⑧振込口座の確認できる書類（通帳のコピー）

⑨小学校等が臨時休業をしたことが確認できる書類

（学校等からのお知らせ文書等）

●申請書送付先

新潟県労働局雇用環境均等部

〒950-8625

新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館4階

●申請期限

令和5年**5月31日(水)** 必着

・・・ご不明な点は商工会までお問合せ下さい・・・

5月の行事予定

1(月)	貯共事業運営委員会	新潟県商工会館
5(金)	村松藩巡行絵巻行列	五泉市村松
8(月)	村松建設業(協)健康診断（～9(火)）	村松建設会館
9(火)	県連合会理事会	新潟県商工会館
11(木)	商業部会運営委員会	村松商工会館
12(金)	村松建設業(協)通常総会	村松建設会館
17(水)	県法人会連合会総務委員会	新潟法人会館
19(金)	本町一商店街(協)通常総会	五泉市村松
22(月)	よろず支援拠点経営個別相談会 共栄商店街(協)役員会	村松商工会館 五泉市村松
24(水)	第45回通常総代会 県法人会連合会理事会	村松商工会館 新潟市中央区
25(木)	税団協総会	新潟市秋葉区
26(金)	県連通常総会 仲町商店街(協)通常総会	新潟市中央区 五泉市村松
29(月)	共栄商店街(協)通常総会	五泉市村松

村松商工会＆新潟県よろず支援拠点

無料経営個別相談会（5月開催分）



村松商工会と新潟県よろず支援拠点（公財にいがた産業創造機構）の共催による経営個別相談会を開催します。売上拡大、経営改善、商品開発、創業、新型コロナウイルスによる経営への影響など、様々な経営課題に関する相談に専門家が対応します。（事前に予約が必要となります。）相談は無料、秘密厳守で行います。

■日時：令和5年**5月22日(月)**

13:30～16:00（1社45分）

※**5/17(水)**までにお申込みください。

■相談員：辰喜 太輔 氏

（税理士・中小企業診断士）

■会場：村松商工会館 相談室



令和5年度『ごせん起業者応援事業』の募集について

五泉市では、市内における起業者支援として、店舗の**新增改築・改修にかかる経費及び建物賃借料の一部を支援**します。

◆対象者：下記の①～⑦を満たす方

①令和6年2月28日までに市内で事業を開始する方

②五泉市に住民登録を行っている方

③1年以上の事業継続が見込まれ、3年以上の事業計画を策定している方

④市税を滞納していない方 ⑤事業収入を主とする方

⑥五泉市内に本店を有する法人又は個人事業者により

新增改築・改修工事を行う方

⑦補助金交付決定前に営業・改修工事等を開始していない方

◆補助対象経費：

①**新增改築費**(補助率2分の1・限度額100万円)

②**改修費**(補助率2分の1・限度額50万円)

③**建物賃借料**(賃借料の2分の1・最長12か月間)

◆**申請方法**：申請書類を作成し、商工会で事業計画書等の確認を受け、商工観光課に提出する。

※申請書は五泉市ホームページ・商工会ホームページからダウンロードできます。

日本政策金融公庫貸付利率（令和5年4月1日現在）

◆**普通（一般）貸付**…貸付限度額 4,800万円

運転資金：5年以内/1.93～2.90%

設備資金：10年以内/1.93～2.90%

◆**新型コロナウイルス感染症特別貸付**…貸付限度額 別枠8,000万円

6,000万円以内：1.08%（融資後3年目まで▲0.9%）

6,000万円超：1.08%

運転：20年以内 設備：20年以内（ともに据置5年以内）

◆**経営改善貸付**…貸付限度額 2,000万円

運転資金：7年以内/1.08%

設備資金：10年以内/1.08%